

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人中村良三の上告趣意のうち、追徴に関して憲法三一条違反をいう点は、関税法一一八条二項にいわゆる犯人とは、犯罪貨物等の所有者又は占有者であった者に限られず、当該犯罪に関与したすべての犯人を含む趣旨であり、同条項が憲法三一条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（最高裁昭和三七年（あ）第一二四三号同三九年七月一日判決・刑集一八巻六号二九〇頁、最高裁昭和四一年（あ）第八〇九号同四五年一〇月二一日判決・刑集二四巻一一号一四八〇頁）の明示するところであるから、所論は理由がなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人Bの弁護人高見秀一、同明賀英樹の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

平成五年一一月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	崎	良	平
裁判官	藤	島		昭
裁判官	中	島	敏	次郎
裁判官	大	西	勝	也